

○宮崎大学教育学部・教育学研究科評価委員会規程

（ 令和2年4月15日
制 定 ）

改正 令和2年6月15日

（趣旨）

第1条 この規程は、宮崎大学教育学部・教育学研究科評価規程第3条第2項の規定に基づき、宮崎大学教育学部・教育学研究科評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組織の自己点検・評価に関すること。
- (2) 法人評価、認証評価及び外部検証の実施に関すること。
- (3) 教員の自己点検・評価の企画、実施に関すること。
- (4) 評価結果等の公表に関すること。
- (5) 点検・評価に係る情報の発信及び広報に関すること。
- (6) 学部長の諮問に関すること。
- (7) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長（評価担当）
- (3) 副学部長（教務担当）
- (4) 副学部長（研究担当）
- (5) 専門職学位課程統括長
- (6) 附属学校園統括長
- (7) 附属教育協働開発センター長
- (8) 評議員
- (9) 学部長が必要と認めた者

（委員の任期）

第4条 前条第9号委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第2号の委員をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者（学外の者を含む）に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務長の出席）

第8条 事務長は、委員会の求めに応じ、委員会に出席し、必要に応じて発言することができる。

（作業部会）

第9条 委員会に第2条に掲げる審議事項を専門的に検討・実施するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（事務）

第10条 委員会の事務は、学部事務部総務係において処理する。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年4月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 宮崎大学教育学部評価委員会規程（平成28年4月1日制定）、宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻評価委員会規程（平成20年3月20日制定）及び宮崎大学教育学部・教育学研究科教員個人自己点検・評価委員会規程（平成28年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年6月15日から施行する。